

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	小池 義治（4）	<p>1. 小中学校の普通教室へのエアコン設置について</p> <p>本市の小中学校においては、音楽室や保健室などの特別教室へのエアコンの設置は進むものの、普通教室へは設置がされていない現状にある。授業時間数の確保等の理由から小中学校の夏休み日数は短縮されており、8月下旬の酷暑の中でも授業が行われていることを考量すれば、児童・生徒の体調管理のためにもエアコン設置は必要と考える。</p> <p>文部科学省の調査によると、平成29年4月1日現在の全国の公立小中学校の全普通教室33万8776室のうち、空調（冷房）設備を設置している室数は19万3003室、設置率は49.6%であり、32.8%であった平成26年度調査及び、16.0%であった平成22年度調査から急増している。普通教室の空調設置率は地域ごとの格差が大きく、上位では東京都99.9%、香川県97.7%、福井県86.5%、近隣県では神奈川県79.0%、山梨県65.6%となっているが、静岡県は7.9%にとどまっており、都道府県別では下位から9番目に位置する。夏場でも冷房が要らない北日本や標高が高い地域などを除けば、既に全国の過半数の普通教室にエアコンは設置されており、静岡県及び本市での設置率の低さは際立っている。</p> <p>そこで、以下、質問する。</p> <p>(1) 本市における児童・生徒の暑さ寒さ対策はどのようにされているか。</p> <p>(2) 将来的な普通教室へのエアコン設置についてどのように考えているか。</p> <p>(3) 外気温度に比べて夏と冬の温度変化が小さい地下水の性質を、空調等の省エネに生かす地下水熱ヒートポンプの技術が実用化されており、静岡県くらし・環境部が平成27年3月に作成した「富士山周辺地域における地下水熱利用の手引き」によると、豊富な湧水に恵まれた本市は地下水熱利用の適地として挙げられている。小中学校の校舎内の空調に、地下水熱交換システムが利用可能か調査をしてはどうか。</p> <p>2. EVシフト（自動車関連産業における電気自動車普及）への対応について</p> <p>環境問題への関心の高まりを背景に、EV（電気自動車）の普及が世界的に進んでいる。EVは電動モーターで車を駆動させるため、クラッチや変速機などが要らず部品が少なくて済み、必要部品数はガソリン車の半数以下ともいわれている。今後の技術革新により、走行距離や充電インフラなどの欠点が克服されれば、EVが一気に乗用車の主流になる可能性もあり、その場合、本市の自動車関連産業への多大な影響が懸念される。</p> <p>静岡経済研究所が行ったEVショック度（電気自動車が普及した場合に自動車業界に与える影響度）の調査では静岡県は群馬県に次ぎ2位の54.9%であり、これはEVシフトによ</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	小池 義治（4）	<p>り自動車部品出荷額の過半が失われる可能性を示唆している。</p> <p>本市には、多くの自動車関連企業が操業しており、製造品出荷額等の産業別割合において輸送用機械は、パルプ・紙に次ぐ2位で、全体の2割強を占めている。EVシフトは中長期的に見れば、本市の大きなリスク要因であると考え、以下質問する。</p> <p>(1) 本市におけるEVショック度はどれほどであると考えられるか。</p> <p>(2) EVシフトに備え、今後どのような対策をしていくか。</p> <p>3. ふるさと納税の使途の明確化とさらなる活用について</p> <p>平成29年9月26日付で発出された総務大臣書簡「ふるさと納税のさらなる活用について」では、ふるさと納税は今後も、地方団体のさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であるとの認識を示した上で、さらなる活用に向けた2つの視点を示している。1点目は、ふるさと納税の使い道を地域の実情に応じて工夫して、事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確化することであり、子育て支援などの基金を条例で設置し、ふるさと納税を重点的に活用する取り組みなどを紹介している。2点目は、ふるさと納税をさせていただいた方との継続的なつながりで、ふるさと納税をした方を対象に自治体の政策への意見を募集したり、交流会を開催する取り組みが紹介されている。</p> <p>ふるさと納税の使途の明確化については、平成29年2月定例会における質問に対し、現状ではふるさと納税全体としては赤字となっており、やむなく事業費の補填財源として利用しているが、寄附者の意向を反映できていない点は課題と捉えているので、今後検討していくとの答弁があった。</p> <p>現時点においても富士市ウェブサイトには、「寄附者様の意向（寄附目的）により、以下に掲載の1から15までの寄附メニューの事業へ活用させていただきます」と記載され、使い道を富士山百景写真コンテスト、観光登山ルート3776の整備など、世界遺産富士山を活用する事業のほか、子育て支援事業、ユニバーサル就労の推進事業、岩本山公園の整備、富士マリンプール改修事業などが列記されており、一般財源の補填として他事業に流用する可能性についての注釈などはつけられていない。寄附メニューの事業へ活用すると明記した上で寄附を受領しているにもかかわらず、その使い道に予算を反映させずに他事業に無断で流用している現状は、本市への寄附者に対して不誠実な対応ではないだろうか。</p> <p>ふるさと納税のさらなる活用について、以下、質問する。</p> <p>(1) 本市におけるふるさと納税寄附メニューのうち、上位に選ばれた寄附目的は何であったか。また、それは平成30年度予算案にどのように反映されているか。</p> <p>(2) ふるさと納税の受け皿となる基金を条例により設置し、</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
9	小池 義治（4）	<p>寄附金を一旦積み立てた上で、翌年度以降に計画的に使用していく方法は多くの自治体で行われている。本市においても、ふるさと納税の受け皿となる基金を設立してはどうか。</p> <p>(3) ふるさと納税をしていただいた方との継続的なつながりについて、どのように取り組まれているか。</p> <p>(4) 今年度を実施した災害派遣トイレネットワークプロジェクトは、個人からの寄附がふるさと納税となるクラウドファンディングを利用し、目標となる1000万円余の資金を集めることに成功した。今回得られたノウハウを生かし、他の事業にクラウドファンディングの手法を利用していく考えはあるか。</p>	市 長 及 び 教 育 長 担 当 部 長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
10	鈴木 幸司（11）	<p>1. 建物の安全性確保義務と不法行為責任について</p> <p>いわゆる「別府マンション訴訟」平成23年7月21日最高裁判決は消費者を守るという意味では画期的なものだった。建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵が存在すれば、それは設計・施工者等の不法行為責任を問うことが可能で、損害賠償の責任を負わせるべきだという判断で、いまだこれを覆す判例は存在しない。また、ここにいう瑕疵には「これを放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化することになる場合」も含まれるとし、「建物の所有者は、自らが取得した建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵がある場合には、特段の事情が無い限り、設計・施工者等に対し、当該瑕疵の修理費用相当額の損害賠償を請求することができる」とも述べている。そこで富士市の所有する公共建築物について以下のように質問する。</p> <p>(1) 公共建築物の耐震性能を満たしていないことなどから、大規模な改修が必要であることが判明したために、移転を計画している富士市水道庁舎には建物の基本的な安全性を損なう瑕疵があるものと推認されると思うがいかがか。</p> <p>(2) 本年度、市内の小中学校合わせて41棟の耐力度調査を行っているようだが、その結果はどのようなものだったのか。この判例では、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に当たる場合の具体例として「例えば、外壁が剥落して通行人の上に落下したり、開口部、ベランダ、階段等の瑕疵により建物の利用者が転落したりするなどして人身被害につながる危険があるときや、漏水、有害物質の発生等により建物の利用者の健康や財産が損なわれる危険があるとき」としている。そこで市内の民間所有の中高層建築物について以下のように質問する。</p> <p>(3) 富士市中高層建築物の建築に関する指導要領の「良好な近隣関係を損なわないようにする」という建築主の責務とは、どのようなものをいうのか。</p> <p>(4) 中高層建築物の大規模改修工事が行われる際は、近隣住民の要望に応じて、建物としての基本的な安全性の確保について指導することはできないか。</p> <p>2. ユニバーサル就労推進条例施行の成果について</p> <p>昨年4月、日本で初めての富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例が施行された。それと同時期に厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の運営に関する基準の第192条につき「利用者に対する賃金に自立支援給付をもって充ててはならない」旨の改正を行った。また、県は2年に1回、事業所の経営実態調査を実施し、基準違反があった場合、経営改善計画書を作成し、ウェブサイト等で公表するよう指導をしている。</p> <p>この1年間で、就労意欲がありながらさまざまな理由により働きたくても働くことができない人たちが置かれた状況に</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
10	鈴木 幸司（11）	<p>ついてはどのように変化したのか、そして今後はこの条例をどのように活用していくのか、以下のように質問する。</p> <p>(1) 富士市ユニバーサル就労推進条例施行1年間の成果はどうだったのか。</p> <p>(2) 今後、この条例をどのように活用していくのか。</p> <p>(3) 富士市の就労継続支援A型及びB型事業所数の推移は。</p> <p>(4) 県からの経営改善指導を受けた事業所について、市はどのように把握しているのか。</p> <p>以上2項目8点について回答願いたい。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
11	山下いづみ（10）	<p>1. 障害者芸術文化活動支援について</p> <p>障害者の芸術作品はアール・ブリュット（生の芸術）と呼ばれ、国内外で高く評価されている。ただし、障害者がサービスマニファクチャリング事業所などで絵を描いたり、造形物を制作しても、事業所だけで芸術的な価値を見出すことは難しい。現在、全国22都道府県に障害者芸術文化活動支援センターが設置されている。芸術活動全般に関する相談、事業所と人材育成の研修やネットワークづくり、展示会等の開催などの事業を行っている。国が進めてきたこの支援事業の補助対象を平成30年度より従来の民間団体から、地域の実情に詳しい都道府県に切りかえて、活動を全国に広げる考えがある。そして、静岡県では平成30年度から障害者芸術文化活動普及支援事業を開始する予定である。</p> <p>そこで以下4点について質問をする。</p> <p>(1) 富士市での障害者芸術作品展の状況はどうか。市としてどのようにかかわってきたか。</p> <p>(2) 静岡県でスタートする障害者芸術文化活動普及支援事業に積極的にかかわる考えはあるか。</p> <p>(3) 個人、民間団体の活動を軌道に乗せるために障害者芸術文化活動普及支援事業の担当者を数名配置してはどうか。</p> <p>(4) 2年後の東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムを目指して、本市においてもアール・ブリュット展と地域の障害者芸術作品展を開催してはどうか。</p> <p>2. 地域資源を活用した家庭教育支援について</p> <p>平成20年度から文部科学省は、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるように、地域人材を活用した家庭教育支援チームを核とした支援モデルを全国的に推奨している。これは孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者等、学習機会の確保が難しい保護者への支援を行うものである。家庭教育支援チームの主な業務として、保護者への情報や学びの場の提供。家庭と地域とのつながりの場の提供。そして、訪問型家庭教育支援が挙げられる。</p> <p>静岡県では平成26年10月28日に家庭教育支援条例を公布・施行した。これは多様化する家族形態、つながりが希薄化する地域社会など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、さまざまな問題を抱える家庭が増えてきたという背景がある。富士市では、相談事業を初め、さまざまな対応を行っている。今後は、問題を未然に防ぐ予防的支援を手厚くすることが重要であり、家庭教育支援は1つの方法であると考えている。</p> <p>そこで以下、3点について質問する。</p> <p>(1) 家庭教育支援の状況はどうか。どのような人材がかかわっているのか。人材発掘と養成を進めてはどうか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
11	山下いづみ（10）	<p>(2) 家庭教育支援チームの活用を図ってはいかがか。</p> <p>(3) まちづくりセンターで開催されている家庭教育学級は誰を対象に行っているのか。中学生や高校生の子どもを持つ保護者向け講座を開講してはどうか。</p>	<p>市 長 及 び 教 育 長 担 当 部 長</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
12	井上 保（17）	<p>1. 歳出・職員配置に見る富士市の特徴について</p> <p>日本全体の人口が減少する中、自治体にとって人口の社会的減少への対策が大きな課題となり、国の地方創生戦略のもと、各自治体が「ひと」を呼び込むべく、競い合うように自治体の魅力づけとその情報発信に取り組んでいる。その運営に当たっては予算配分、職員配置などの面に各自治体の考えが反映されており、各自治体の特徴が見えてくる。</p> <p>こうした中、統一された基準によりまとめられた自治体に関する資料との比較によって、富士市の自治体運営の特徴を把握し、今後の目指すべき姿を考える手がかりを得たいと思う。そこで以下質問をする。</p> <p>(1) 地方財政白書「全国市町村・普通会計・目的別歳出」との比較から、富士市の予算配分の特徴とその事情についてどのように認識し、また、今後の目指すべき姿をどのように考えるか。</p> <p>(2) 「地方公共団体定員管理調査結果」との比較から、富士市の職員配置の特徴とその事情についてどのように認識し、また、今後の目指すべき姿をどのように考えるか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	下田 良秀（6）	<p>1. 富士市の教育におけるICTの導入及びプログラミング教育等の未来志向の教育について</p> <p>現在、教育についてはその社会的投資利益率や効果の多様性から非常に重要視されてきている。さらに世界的に経済や産業の競争は進んできており、競争力向上のために国家戦略として世界各国では教育に力を入れている。</p> <p>我が国では人口減少・少子化が進むなどの社会環境の変化の中、競争力やGDPを維持するために、教育を通して労働生産性の向上に力を入れている。</p> <p>実際、経済協力開発機構（OECD）が行った、72力国・地域の15歳（日本は高校1年生）約54万人を対象として2015年に実施した国際学習到達度調査（PISA）の結果では、日本は、科学的応用力が2位に、数学的応用力が5位、読解力は8位と、高い学力を保持しているという結果であった。</p> <p>しかしながら、経済協力開発機構（OECD）が2014年の加盟各国の国内総生産（GDP）に占める小学校から大学までに相当する教育機関への公的支出の割合を調査した結果、日本は3.2%（OECD平均は4.4%）で、比較可能な34力国中、最低となった。</p> <p>これらの結果から、日本は最低の予算で高い学力を維持しており、効率的かつ高いレベルでの教育が実施されていることがわかる。予算の比率を上げることを考えれば、教育による成長はまだまだ大きな伸びしろを持っている可能性があると考えている。</p> <p>地方行政である富士市においても、教育の重要性は高いと考えている。移住を考えている子育て世代へのさまざまなアンケート調査では、子育て支援や子ども教育環境が移住する理由についての上位の項目になっている。また、高い教育を受けることは高い年収と高い地元愛を持つという正の関係を持つことがさまざまな研究でも報告されている。富士市の魅力として特色ある教育に力を入れ、他市と差別化することが、富士市民の資質向上と若者世代の人口確保にもつながる政策だと考え、以下質問する。</p> <p>(1) 富士市の教育におけるハード及びソフトを含むICTの導入の現状と今後の展開について伺う。</p> <p>(2) 富士市の教育におけるプログラミング教育等の特色ある未来志向の教育の実施状況と今後の展開について伺う。</p> <p>2. 富士市における富士山噴火に対する防災対策について</p> <p>富士市及び環富士山地域に住む住民は富士山とともにあり続け、その恵みと厳しさとともに歩んできた。</p> <p>富士山は地質学的には比較的若い活火山であると言われており、噴火の可能性も議論されているのは周知のとおりである。実際、1707年の宝永大噴火の際は東京まで火山灰等の被害があり、甚大な自然災害だったことが研究により判明している。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
13	下田 良秀（6）	<p>しかし、宝永大噴火以来、目立った火山活動を行っていない。そのため、富士山周辺地域の噴火に対する意識や災害対策は、他の活火山に比べて低いレベルにあった。そんな中、2000年、有珠山と三宅島が相次いで噴火し、2000年後半からは富士山の直下で低周波地震の増加が観測され、富士山の噴火についても活発に議論されてくるようになった。最近でも御嶽山、箱根山、伊豆大島、霧島連山、硫黄山など多くの活火山の活動により、噴火警戒レベルの上昇や避難などがあり、富士山の噴火についての議論が再度沸き起こってきた。</p> <p>富士山は日本最大の火山であり、過去大きな規模の噴火を起こしていること、噴火の影響が首都圏に及ぶ可能性があることが特徴として挙げられる。十勝岳や有珠山では地方自治体のレベルで災害対策が行われたが、富士山の噴火の影響は複数の都県にまたがることが予想され、その必要性から国が主導する形で富士山火山防災協議会が2001年に発足された。</p> <p>富士山火山防災協議会は具体的には国の組織として、内閣府（防災担当）、総務省（消防庁）、国土交通省（河川局、気象庁、関東地方整備局、中部地方整備局、東京管区気象台）、都や県として、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、市町村として小田原市、秦野市、南足柄市、山北町、箱根町、富士吉田市、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町により組織されており、各組織が連携して富士山噴火に対する防災が検討されている。</p> <p>また噴火については、水蒸気噴火（2014年の御嶽山など）のように噴火としては小規模なものや、カルデラ噴火のように超大規模なものについては課題があるものの、ある程度予知できるものになってきており、住民の生命や財産を守る上では、防災対策は非常に効果のあるものとされている。</p> <p>富士市においては、富士山火山防災マップや2014年度版の富士市防災マップにも富士山噴火災害予想図や富士山の火山活動に関する情報を掲載し、市民に注意喚起がなされている。議会としても先般、活火山防災対策の強化を求める意見書を提出した。</p> <p>しかしながら、その被害の大きさや防災対策の効果などを鑑みると、これまで防災対策に注力されている地震や津波の対策に比べて、富士山噴火への防災対策について市民に周知が足りないと感じている。</p> <p>そこで以下質問する。</p> <p>富士市における富士山噴火に対する防災対策と防災教育の現状と今後の展開について伺う。</p>	市長 及び 教育長 担当部長